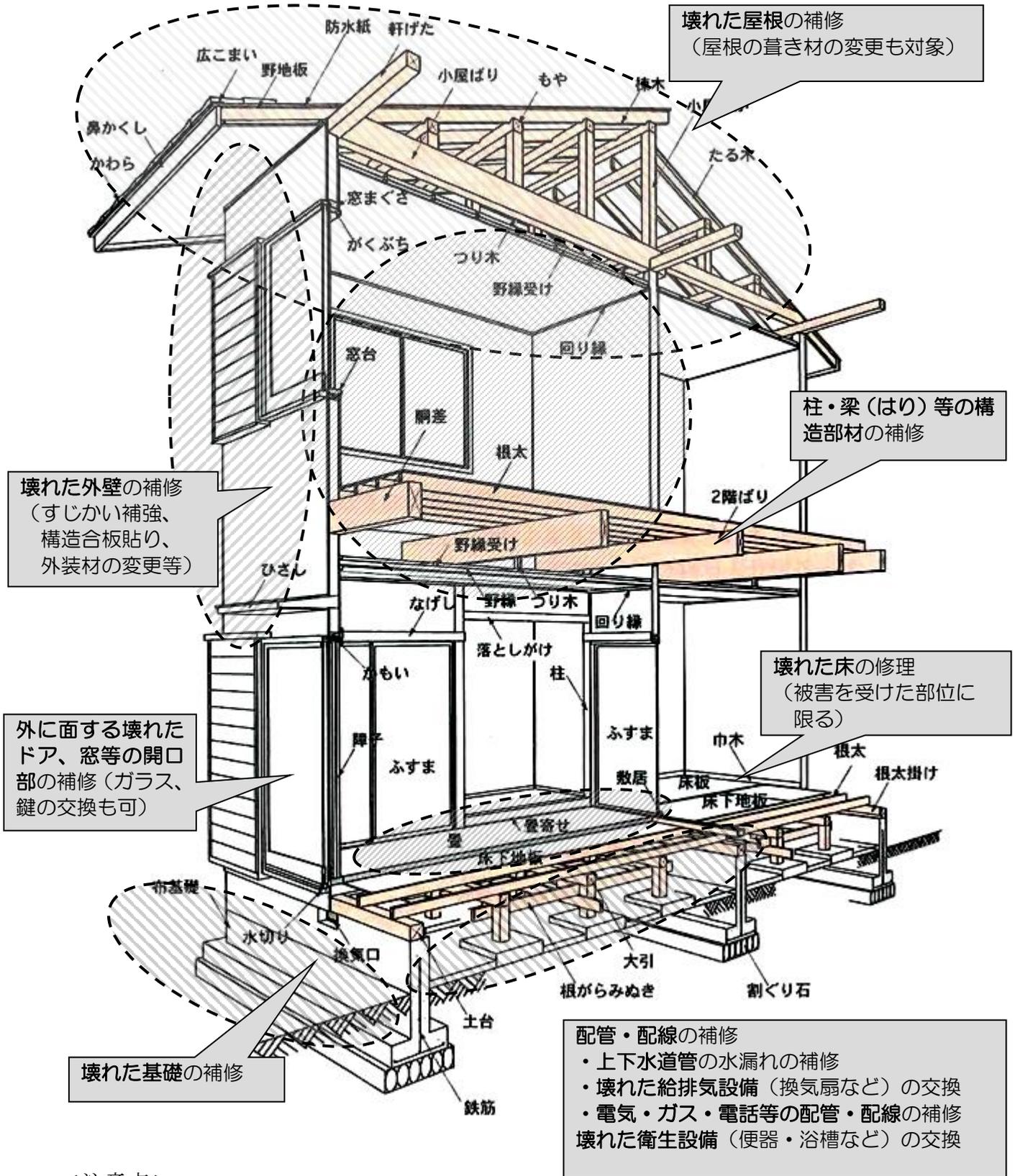


住宅の応急修理対象範囲

(令和元年8月の前線に伴う大雨により被災した部位に限ります)



<注意点>

- ・ **内装は原則として、対象外**です (例: 間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふうすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた外壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、対象です。**エアコンの室外機や家電製品は、対象外**です。